

電気通信大学研究ステーション設置要項に関する細目

平成13年 4月18日

改正

平成13年 6月 6日 平成18年 4月 1日

平成14年 4月10日 平成18年 6月 6日

平成14年 5月 8日 平成18年 6月 8日

平成14年 7月10日 平成19年 4月 1日

平成15年 3月 5日 平成19年 5月 8日

平成15年 4月 9日 平成19年 7月 3日

平成15年10月 8日 平成20年 4月 1日

平成16年 3月 3日 平成20年 4月 9日

平成16年 4月 1日 平成20年12月 2日

平成16年 4月20日 平成21年 4月21日

平成16年 6月 8日 平成22年 5月25日

平成17年 6月 7日 平成27年 3月26日

平成17年 7月 1日

(趣旨)

第1条 この細目は、電気通信大学研究ステーション設置要項(以下「設置要項」という。)

第10条の規定に基づき、電気通信大学研究ステーション(以下「研究ステーション」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置手続)

第2条 設置要項第3条第1項の申請は、設置の目的、研究活動の内容、設置期間、設置場所、研究グループ構成員の所属・氏名及び期待される研究成果等の内容を記載した書類(様式任意)により行うものとする。

2 研究ステーションの設置の可否は、役員会の議を経て学長が決定する。

(研究施設)

第3条 研究活動を展開するための施設については、大学としては措置しないものとし、各研究ステーションがそれぞれの責任において確保するものとする。

2 各研究ステーションは、研究施設の確保に当たって必要な場合は、関係部局の了承を得るものとする。

(研究費等)

第4条 研究活動に必要な経費及び設備等は、原則として、各研究ステーションが措置するものとする。

(設置の廃止及び期間延長の申し出)

第5条 設置要項第4条第2項の申し出は、設置期間の途中において、当該研究ステーションの当初の設置目的が達成されたと判断したとき、又は設置期間が満了する場合に、研究の進展上更に設置期間を延長する必要があるとき、当該研究ステーション運営委員会の了承を得て、学長に廃止又は設置期間の延長の申し出を行うものとする。

附 則

この細目は、平成13年4月18日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この細目は、平成13年6月6日から施行する。

附 則

この細目は、平成14年4月10日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この細目は、平成14年5月8日から施行する。

附 則

この細目は、平成14年7月10日から施行する。

附 則

この細目は、平成15年3月5日から施行する。

附 則

この細目は、平成15年4月9日から施行する。

附 則

この細目は、平成15年10月8日から施行する。

附 則

この細目は、平成16年3月3日から施行する。

附 則

この細目は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成16年4月20日から施行する。

附 則

この細目は、平成16年6月8日から施行する。

附 則

この細目は、平成17年6月7日から施行する。

附 則

この細目は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成18年6月6日から施行する。

附 則

この細目は、平成18年6月8日から施行する。

附 則

この細目は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成19年5月8日から施行する。

附 則

この細目は、平成19年7月3日から施行する。

附 則

この細目は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成20年4月9日から施行する。

附 則

この細目は、平成20年9月16日から施行し、平成20年7月31日から適用する。

附 則

この細目は、平成20年12月2日から施行し、平成20年12月1日から適用する。

附 則

この細目は、平成21年4月21日から施行する。

附 則

この細目は、平成22年5月25日から施行する。

附 則

この細目は、平成27年4月1日から施行する。